

仕 様 書

1 件名

1階ボランティア・市民活動センター 改修工事

2 履行場所

大阪市生野区勝山北 3-13-20

大阪市生野区在宅サービスセンター内 1階ボランティア・市民活動センター室※

※以降、1階ボラセンと記載

3 履行期間（履行期限）

契約日～2月28日まで

4 作業内容

(1) パーテーションの撤去

- ・1階ボラセン内、入り口右側のパーテーションの撤去及び廃棄。

(2) 天井の補修及び塗装

- ・1階ボラセン入り口すぐの破損している天井部分の補修。
- ・補修部分含め、天井全体の塗装。

(3) 壁紙の張替え

- ・既設の壁紙の撤去及び廃棄。
- ・クロス材料：1000番クロス
- ・壁紙の色等、材料は相談の上決定。

(4) 床（タイルカーペット）の張替え

- ・既設のタイルカーペットの撤去及び廃棄。
- ・タイルカーペット材料：GA400
- ・ソフト巾木の張替え
- ・タイルカーペット及びソフト巾木の色等、材料は相談の上決定。

5 内容

- (1) 本業務は、契約書・仕様書に基づき履行すること。
- (2) 本業務は既存のものを撤去の上、更新するものとする。更新する資材は新品とする。
- (3) 作業に必要な申請等手続きがある場合は、受注者が行うこと。
- (4) 作業の安全管理は受注者の責任で行い、当協議会はその責を負わない。受注者は作業の安全管理に関する責任者を選定し、関係法令に従って安全管理を行うこと。
- (5) 設置作業により生じた施設整備等への不具合や事故については、受注者の負担

により対処すること。

- (6) 停電等、運営上必要な機能を停止する場合は、事前に発注者と日程等を調整し、事故、紛争等を防止すること。
- (7) 作業車、運搬車両等の駐車場所や、資材置場、荷捌き場、搬出物の仮置き場等の敷地内における必要な場所の確保については、事前に発注者の承諾を得ること。
- (8) 作業は平日を基本とし、9：00～17：30 とする。作業にあたっては事前に担当職員と調整のこと。
- (9) 万一作業中に当協議会の所有物または共有部分に破損を生じた際には、速やかに当協議会担当責任者に報告の上受注者の責任で原状回復を行うこと。
- (10) すべての作業が終了するまでの間、進捗状況に応じて片付け及び清掃を行うこと。
- (11) 作業終了後、撤去した廃材等については、関係法令を遵守し、適正に処理すること。
- (12) 受注者は作業完了に関する工事完了報告書（実施日、施工前、施工中、施工後写真等掲載）を提出すること。

6 その他

現地の下見

入札前に現地調査を必須とし、現状を確認し補修工事の内容説明を受けること。
疑義が生じた際は担当者からの説明を受けること。

7 補修工事における保証期間

- ・本件補修工事に関する保証期間は、引渡し後6カ月間とすること。
- ・不備が生じた際には原因を精査し、工事手法等に原因がある場合は無償で交換や修繕を行うこと。交換作業に関わる費用は受注者負担とする。

8 担当者

社会福祉法人

大阪市生野区社会福祉協議会（担当：山田 雅茂）

所在地 大阪市生野区勝山北3-13-20

電話 06-6712-3101

F A X 06-6712-3001

M a i l ikunokusyakyoku@tune.ocn.ne.jp